

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご活用ください。

－ 平成 27 年以降の直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税額の調整計算 －

平成 25 年度税制改正において、高齢者が保有する資産の早期移転を促進し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から、「贈与税率の見直し」及び「直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率の特例」が創設されました。

特に、「直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率の特例」の創設により、「直系尊属からの贈与」と「一般の贈与」とでは課税価格ごとに適用される税率が異なるため、基礎控除等の計算を行う際に調整計算が必要となります。この調整計算について問い合わせを頂くことが増えてきたため、今号では、「直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税額の調整計算」について解説していきたいと思っております。

1. 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率の特例の内容

平成 25 年度税制改正において盛り込まれた「直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率の特例」とは、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から、20 歳以上の子や孫が受贈者となる直系尊属(父母、祖父母等)からの贈与に係る贈与税額の計算において、相続税法の本則税率より緩和された贈与税率を適用して贈与税額を算出することができる特例(以下、「特例贈与」)になります(措法 70 の 2 の 4①)。改正後の税率及び控除額は以下の通りです。

【平成27年以降の贈与税の税率】

特例贈与			一般の贈与		
基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額 (万円)	基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額 (万円)
200万円以下	10	—	200万円以下	10	—
200万円超 400万円以下	15	10	200万円超 300万円以下	15	10
400万円超 600万円以下	20	30	300万円超 400万円以下	20	25
600万円超 1,000万円以下	30	90	400万円超 600万円以下	30	65
1,000万円超 1,500万円以下	40	190	600万円超 1,000万円以下	40	125
1,500万円超 3,000万円以下	45	265	1,000万円超 1,500万円以下	45	175
3,000万円超 4,500万円以下	50	415	1,500万円超 3,000万円以下	50	250
4,500万円超	55	640	3,000万円超	55	400

上記の表の通り、特例贈与における贈与財産(以下、「特例贈与財産」と特例贈与以外の贈与における贈与財産(以下、「一般贈与財産」)では、贈与税額の計算を行う際に異なる贈与税率を適用することになり、同一年中に特例贈与財産と一般贈与財産の両方がある場合には調整計算を行う必要があります。

2. 調整計算の内容

贈与財産が一般贈与財産のみの場合、贈与税額の計算式は以下の通りとなります。

$$\text{贈与税額} = [\text{贈与財産価額} - \text{基礎控除額}(110 \text{ 万円})] \times \text{贈与税率} - \text{控除額}$$

しかし、当該特例が創設されたことにより、特例贈与財産がある場合の基礎控除額等の計算については、特例贈与財産と一般贈与財産がある場合、基礎控除額 110 万円を両方の財産に振り分けて計算することは行わず、特例贈与財産と一般贈与財産の合計額から控除することになります。具体的には、基礎控除額 110 万円を特例贈与財産と一般贈与財産の合計額から控除した金額に、特例贈与財産に係る贈与税率及び一般贈与財産に係る贈与税率を乗じ、全体の課税価額に占めるそれぞれの財産価額の割合を乗じて計算します(措法 70 の 2 の 4③)。

3. 特例贈与財産と一般贈与財産がある場合の調整計算と贈与税額の算定方法

調整計算の具体例は以下の通りとなります。

【例】20 歳以上の受贈者が、同一年中に特例贈与財産 600 万円、一般贈与財産 400 万円の合計 1,000 万円の財産を取得した場合

基礎控除額 110 万円を贈与財産の合計額 1,000 万円から控除し、基礎控除後の課税価格 890 万円を基に、特例贈与財産と一般贈与財産の贈与税額を計算します。

■ 特例贈与財産の贈与税額

$$\left[\begin{array}{l} \text{基礎控除後の} \\ \text{課税価格} 890 \text{ 万円} \end{array} \times \text{特例税率} 30\% - \text{控除額} 90 \text{ 万円} \right] \times \frac{\text{特例贈与財産} 600 \text{ 万円}}{\text{合計の贈与財産} 1,000 \text{ 万円}} = 106 \text{ 万円}$$

■ 一般贈与財産の贈与税額

$$\left[\begin{array}{l} \text{基礎控除後の} \\ \text{課税価格} 890 \text{ 万円} \end{array} \times \text{本則税率} 40\% - \text{控除額} 125 \text{ 万円} \right] \times \frac{\text{一般贈与財産} 400 \text{ 万円}}{\text{合計の贈与財産} 1,000 \text{ 万円}} = 92 \text{ 万円}$$

したがって、特例贈与財産の贈与税額 106 万円と一般贈与財産の贈与税額 92 万円の合計額 198 万円が贈与税額となります。

ネクストウィル・タックスレビュー Vol.34

発行日:平成 25 年 8 月 10 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 平成 25 年度税制改正大綱
- 税務通信「税務通信」3269 号

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / マネージャー 武山 洋介

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務